



国民健康保険税の限度額と軽減対象の変更

平成30年度平川市国民健康保険税の税率が、次のとおり決定しました。

昨年度からの改正点は、課税限度額の引き上げと、所得額に応じて国民健康保険税が軽減される対象世帯の拡大です。これらの改正は、平成30年度の国の税制改正によるもので、平川市においても国の制度改正に合わせて実施されます。

◎国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

課税の分類のうち、医療給付費分の課税限度額が、54万円から58万円へ引き上げられます。

課税の分類	区分	税率等	増減
①医療給付費分	所得割	8.20%	変更なし
	資産割	18.50%	
	均等割	23,800円	
	平等割	27,800円	
	課税限度額	580,000円	
②後期高齢者支援金分	所得割	2.75%	変更なし
	資産割	7.00%	
	均等割	6,600円	
	平等割	10,000円	
	課税限度額	190,000円	
②介護納付金分	所得割	2.60%	変更なし
	資産割	5.70%	
	均等割	9,000円	
	平等割	8,400円	
	課税限度額	160,000円	

◎国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大

国民健康保険税は、世帯の所得額（世帯主および国保加入者の所得の合計額）に応じて、均等割額（加入者1人につき課税）と平等割額（1世帯につき課税）が軽減されます。

この軽減の基準が次のとおり改正され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されます。

軽減割合	世帯の所得額	
	平成29年度	平成30年度
7割	33万円以下	33万円以下 (改正なし)
5割	33万円 + (被保険者数) × 27万円以下	33万円 + (被保険者数) × 27.5万円以下
2割	33万円 + (被保険者数) × 49万円以下	33万円 + (被保険者数) × 50万円以下

問合せ 国保年金課 国保係 ☎ 44 - 1111 (内線1251・1252・1257)

後期高齢者医療保険料が見直されました

平成30年4月から後期高齢者医療保険料が以下のとおり見直されました。

今回の見直しは、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要性から行われたものです。皆さまのご理解をお願いいたします。



◎青森県後期高齢者医療保険料について

<一人あたりの上限額である賦課限度額>

平成29年度 57万円 → 平成30年度 62万円

※均等割額（一人あたり40,514円）と所得割率（7.41%）は変更ありません。

保険料の計算方法

均等割額 [一人一人が平等に納める額] 40,514円	+	所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得※ × 7.41%	=	保険料額 [限度額 62万円]
--	---	---	---	--------------------

※基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

◎後期高齢者医療 保険料の軽減

▷所得が低い方の軽減 <均等割額>

同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の所得額の合計	
	平成29年度	平成30年度
9割	33万円以下、かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	
8.5割	33万円以下	
5割	33万円+(被保険者数)×27万円 以下	33万円+(被保険者数)×27.5万円 以下
2割	33万円+(被保険者数)×49万円 以下	33万円+(被保険者数)×50万円 以下

<所得割額>

平成29年度は、被保険者の基礎控除後の所得が58万円以下の場合、所得割額が2割軽減とされていましたが、平成30年度は軽減なしとなります。

▷加入日の前日まで社会保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日まで、ご家族の社会保険(会社の健康保険や共済組合など)の被扶養者だった方は、均等割額について、平成29年度は7割軽減とされていましたが、平成30年度は5割軽減となります。(ただし、上記の「所得が低い方の軽減」にも該当する場合は、軽減割合が大きい方で計算されます)なお、所得割額の負担はありません。

問合せ ▷青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821 ▷国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線1251・1252・1257)

瑞宝双光章

消防功労

相馬 清孝さん
唐竹地区 69歳



約42年間にわたって消防団活動に従事し、消防団長を務められました。

「住民の命を守るため頑張ってきた。受章には驚きもあるが、支えてくれた団員をはじめとする関係者に感謝している。消防団はやりがいがあるし、横のつながりもできるので、若い人たちにもぜひ入団してもらいたい」と話されました。

旭日双光章

農業振興功労

古川 寛三さん
館田地区 70歳



20年以上にわたり市の農業委員を務める一方、稲作生産技術の向上に努めて田中稔賞を受賞するなど、農業の発展に尽力されました。

「家族や仲間の長年の支えがあつての受章なので周りの人に恵まれたと感謝している。これからは後進の育成にも力を注いでいきたい」と話されました。

藍綬褒章

消防功績

今井 紀夫さん
小和森地区 63歳



昭和51年に消防団に入団され、平成29年からは平川市消防副団長として活動されています。「地域の安全・安心のため」に、消防活動のほか後輩の指導育成や団員の確保にも尽力されてきました。

「この度の受章は、先輩たちや地域の皆さん、家族の支えがあつていただいたようなもので、感謝しています」と話されました。

瑞宝単光章

消防功労

山口 真一さん
新屋町地区 68歳



昭和44年から平賀・尾上地区消防事務組合に勤務され、平川市消防本部次長として退職されるまで41年間にわたり主に現場での消防活動に従事されました。

「地域住民の生命、財産を守るという強い使命感をもって働いてきた。家族や職場の先輩・同僚の支えがあつたからこそ受章できたと思うので感謝したい」と話されました。

平成30年
春の叙勲・褒章・危険業務従事者叙勲
受章者を紹介します